

## 鎌倉市フリースクール等利用児童生徒支援補助金 Q&A(施設)

(令和5年7月時点)

	Q	A
1	オンラインのみの学校は認定されますか。	”通いの”居場所を趣旨としているので、今回はオンラインのみの学校は含んでいません。
2	第3条補助対象者 「原則在籍」とは	登録や入所まで至っていなくても、体験学習等で利用料等が発生した場合は対象となります。
3	サポート校は対象になりますか	なります。ただし、フリースクールに併設されているサポート校に限ります。また、学習等支援施設に該当する施設が対象となります。
4	サポート校の場合の必要書類はありますか	学習等支援施設であるかがわかる書類（学則等）のご提出をお願いします。（第15条（6） その他市長が必要と認める書類）
5	サポート校として申請する場合は、どうしたらよいですか。	まず、フリースクール等として要件と合っている場合、申請をお願いします。サポート校を併設している場合は、学習等支援施設であるかがわかる書類（学則等）のご提出をお願いします。
6	施設は市外でもいいですか	市外の施設でも構いません。
7	毎年申請が必要ですか	不要です。事業内容に変更や停止・廃止があった場合は速やかに変更届出書（第13号様式）、廃止・休止届（第14号様式）をご提出ください。なお、年度初めに変更等がないかの通知を出させていただきます。
8	認定施設の申請の際の、学校との連携がわかる書類とは何ですか。	普段学校に連絡する際に使っている様式、学校との連携がわかるフローなどをご提出ください。